

奨学金支給規程

(通 則)

第1条 公益財団法人興南アジア国際奨学財団選考委員会運営規則第2条に基づきこの規程を定める。

(奨学生の資格及び種類)

第2条 本財団の奨学生となる者は、アジア諸国から私費留学生として来日し、大学または大学院に在学する者のうち、志操堅実・学力優秀かつ身体強健でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者のうち、公募により次の各号の1に該当する者の推薦によるものとする。

- ① 大学学長または学部長
- ② その他推薦者として適当と認められる者

(奨学金給付の期間及び金額)

第3条 奨学金は原則として一人につき月額下記の現金を給付する。

- ① 大学奨学生 70,000-
- ② 大学院奨学生 70,000-

2. 奨学金の給付期間は1年間を基準とする。

(奨学生の採用)

第4条 奨学生の決定は、第2条に定める推薦者の推薦する者のうちから、本財団選考委員会の選考を経て本財団理事長が行う。

(奨学生の推薦手続き)

第5条 奨学生になることを希望する者は、推薦者の推薦により、下記の書類を本財団宛提出するものとする。

- ① 奨学生願書
- ② 推薦書
- ③ 在学証明書
- ④ 学業成績証明書
- ⑤ 家族調書（事情書）
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 写真（最近1年間以内、半身、名刺型）
- ⑧ その他、必要とする書類

(奨学金の交付方法)

第6条 奨学金の給付は、原則として、1カ月分あて、在学大学の学長または学部長を経由するか、または本人に直接交付する。

(異動届出)

第7条 奨学生は次の各号の1に該当するときは、直ちに届出なければならない。

- ① 休学、転学または退学したとき
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 本人の住所および日本における連絡先（本人以外）に変更があったとき
- ④ その他重要事項に変更があったとき

（受領書の提出）

第8条 奨学生は奨学金を受領したときは、受領書を遅滞なく本財団に提出しなければならない。

（奨学金の休止）

第9条 奨学生が休学または長期にわたって欠席し、学業継続の見込みがないときは奨学金の支給を休止する。

（奨学金の復活）

第10条 前条の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が解消されたと認められ、在学校の学長または学部長を経て申し出たときは、奨学金の支給を復活することがある。この場合、支給期間は復活時からの残存期間とする。

（奨学金の打切り）

第11条 奨学生が次の各号の1に該当すると認められるときは、在学校の学長または学部長の意見を徴して奨学金の支給を打切ることがある。

- ① 傷病などのために成業の見込みがなくなったとき
- ② 学業成績または素行が不良となったとき
- ③ 懲戒処分などにより学籍を失ったとき
- ④ その他奨学生としての資格を失ったとき、または奨学金を必要としない事由が生じたとき

（奨学金の返納）

第12条 奨学金の支給後において、第9条または第11条の事由が生じていたことが判明した場合には、すでに給付した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

（改 廃）

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補 則）

第14条 この規程に定めのない事項については、その都度理事長がこれを定める。

附 則

1. この規程は、平成24年5月11日から施行する。
2. この規程は、平成29年4月1日より一部改訂実施する。
3. この規程は、令和2年4月1日より一部改訂実施する。
4. この規程は、令和3年5月14日より一部改訂実施する。